

大阪府気候変動対策の推進に関する条例【令和５年４月以降の内容】に基づく届出に関する質疑応答集（エネルギー多量使用事業者（工場・事業所等）向け）

No.	内容			質問	回答
1	共通	システム 他	整理番号について	整理番号がわかりません。	整理番号は府が割り当てた５桁の数字になります。 事業者様にはメール等でお知らせしていますが、わからない場合は府へお問合せください。 なお、整理番号は基本的に変わらない番号ですので過去の対策計画書、実績報告書でご確認いただくことも可能です。
2	共通	システム	ファイルのアップロードについて	行政オンラインシステムで対策計画書や添付ファイルをアップロードしようとしたら、「アップロードに失敗しました」というエラーが起きて、申請できません。	以下の理由が考えられます。 ・パスワード付きの圧縮ファイル（ZIPファイル）を添付しようとした場合 ・圧縮ファイル（ZIPファイル）の中に、パスワード付きのファイルが含まれている場合 ・添付ファイルがウイルスに感染している場合 上記の理由に当てはまらない場合は、申し訳ございませんが、対応方法につきまして、個別に府担当者にご相談いただきますようお願いいたします。
3	共通	1.表紙シート	整理番号の入力箇所について	整理番号はどこに入力すればいいでしょうか。	整理番号は、対策計画書又は実績報告書の「1.表紙シート」左下の整理番号欄にご記入ください。
4	計画書	2.事業所名シート	主な事業所について	対策計画書「2.事業所名シート」の主な事業所は、基準年度の原油換算エネルギー使用量が1500kL以上の事業所を記載するのでしょうか。それとも現状の使用量を元に記載するのでしょうか。	主な事業所は、現状（計画書を提出する前年度１年間）のエネルギー使用量が原油換算で1500kL以上となる事業所を記載してください。 なお、「5.主なエネルギーシート」「7電気使用量シート」には、基準年度の使用量を記載してください。
5	共通	2.事業所名シート	主な事業所について	対策計画書で主な事業所に記載した事業所が、計画期間中に原油換算で1500kL以下となった場合、実績報告書ではその他事業所にカウントするのでしょうか？また、そのような場合、変更届の提出は必要でしょうか。	対策計画書時点の原油換算で1500 k L以上の事業所が、計画期間中に1500 k L未満となった場合、その年度の実績報告書で「その他事業所」としてカウントいただければと思います。同じく、1500 k L未満の事業所が1500 k L以上になった場合は、実績報告書で「主な事業所」に記載してください。 なお、主な事業所とその他事業所間の変更があっても、別途届出は不要です。
6	計画書	3.対策まとめシート	基準年度について	基準年度は原則2013年度とのことですが、2013年度のデータが残っていないため、その他の年度を基準年度とすることは可能でしょうか。	基準年度は、原則2013年度とし、以下の場合は、直近年度など計画期間の実績を適切に比較できる年度を設定するとしています。2013年度以外の年度を基準年度としたい場合は、府担当者にご相談ください。 【以下の場合は、直近年度など計画期間の実績を適切に比較できる年度を設定】 ・2013年度時点で特定事業者の要件を満たしていない場合 ・2013年度以降に、会社の統廃合等により事業活動が著しく変動した場合 ・2013年度全体のエネルギー使用量や温室効果ガス排出量に関するデータが把握できない場合 ・その他知事が認める場合 なお、過去の届出書の取扱いについては、 No.33のQA をご覧ください。
7	共通	3.対策（実績）まとめシート	原単位ベースの変更について	計画期間の途中で、原単位ベースから排出量ベースに変更することは可能でしょうか。	原則的には、計画期間の途中で変更はできません。 ただし、府が認める場合は、変更していただくこともできます。 その場合は、変更届等の届出が必要となる場合がありますので、府担当者にご相談ください。
8	共通	3.対策（実績）まとめシート	次年度の取組予定について	「3(2)次年度の取組予定」の次年度とはいつのことでしょうか。	2023年度に提出する対策計画書では基本的に「2023年度の予定」を記載してください。 2024年度に提出する実績報告書（2023年度実績）では、「2024年度の予定」を記載してください。
9	報告書	3.実績まとめシート	前年度実績について	2023年度に対策計画書を提出しました。実績報告書で前年度（2022）年度実績は入力する必要がありますか。	実績報告書の１年目は、新制度の対策計画書に基づき比較する前年度実績がないため、前年度実績を記載しないでください。 2023年度に対策計画書を提出した場合、計画期間2023年度から2030年度に前年度（2022年度）実績がないため、実績報告書「３.実績まとめシート」で前年度（2022）年度実績は入力しないでください。
10	報告書	3.実績まとめシート	温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値	対策計画書において、排出量ベースで削減目標をたてている場合、実績報告書で「温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値」は未記載でよいですか。	対策計画書において、排出量ベースで削減目標をたてている場合、実績報告書で「温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値」及び「単位」は記載しないでください。

大阪府気候変動対策の推進に関する条例【令和５年４月以降の内容】に基づく届出に関する質疑応答集（エネルギー多量使用事業者（工場・事業所等）向け）

No.	内容			質問	回答
11	計画書	3.対策まとめシート	目標設定について	全社で脱炭素化に向けた目標設定を行っているため、府内事業所分での数値目標を設定することが難しい状況ですが、全社の目標を記載しても問題ないでしょうか。	原則として、府内事業所についての数値・数量設定をしていただく必要があります。
12	共通	3.対策（実績）まとめシート	脱炭素宣言について	既に提出済の計画書では、脱炭素経営宣言の項目を「宣言しない」と記入していますが、その後宣言を行う場合にはどのように報告すればよいでしょうか。	宣言の有無だけを理由に対策計画書を変更していただく必要はありません（変更届の提出は不要です）ので、実績報告書の作成時に、宣言後は「すでに宣言している」を、報告年度内に宣言予定の場合は「宣言する」を選択してください。
13	報告書	3.実績まとめシート	原単位について	既に提出済の計画書では延床面積を原単位として設定していますが、年度途中に延床面積が変更となった場合、どのように報告すればよいのでしょうか。	月割り等での算出が可能であれば、実態に応じた原単位となるように計算してください。
14	共通	4.重点対策シート	特記事項※8について	「※ 8 基準年度比削減目安に達成している場合は「非該当」を選択することができる。」となっていますが、クレジット等含んで削減目安を達成している場合も「非該当」を選択するのでしょうか。	クレジット等を含まずに基準年度比削減目安に達成している場合は「非該当」を選択してください。クレジット等により削減目安を達成する場合は、状況に応じて「実施済み」又は「実施予定」を選択してください。
15	計画書	4.重点対策シート	実施状況について	対策計画書の実施状況について、基準年度である2013年度時点の実施状況を選択すればよいのでしょうか。	対策計画書の実施状況について、現時点での実施状況を選択してください。
16	共通	4.重点対策シート	対象事業所について	「(1)重点対策（基本項目）の実施状況①」について、主な事業所しかない場合は、対象事業所を記載する欄はすべての主な事業所を羅列すればよいのでしょうか。	主な事業所しかない場合は、対象事業所を記載する欄は空欄で問題ありません。
17	報告書	4.重点対策シート	評価について	実績報告書 1 年目は評価されないのでしょうか。	実績報告書 1 年目は新制度の対策計画書に基づき比較する前年度実績がないため、公表は行いますが評価は実施しません。
18	報告書	4.重点対策シート	脱炭素化ランクについて	脱炭素化該当状況を「該当する」にしていますが、脱炭素化ランクが表示されません。	基準年度比削減率が、25%以上でなければ何も表示されません。 脱炭素化該当状況については、基準年度比削減率が25%以上の場合は「該当する」、基準年度比削減率が25%未満の場合は「該当しない」を選択してください。 なお、基準年度比削減率が25%以上の場合でも、その削減要因が事業者様の削減努力に寄らない場合は「該当しない」を選択できます。
19	報告書	4.重点対策シート	省エネ取組み率について	実績報告書 1 年目は、「(3)重点対策（加点項目）の実施状況⑤」について、前年度の実績が記載していないため、何を選択すればいいでしょうか。	実績報告書 1 年目は、「(3)重点対策（加点項目）の実施状況⑤」について、「非該当（※10）」を選択してください。
20	報告書	4.重点対策シート	根拠資料について	重点対策項目について、根拠資料の提出は必要でしょうか。	以下の重点対策項目について「実施済み」と回答された場合、根拠資料の提出が必要です。 ・（基礎項目）「18 カーボン・オフセットの活用」 ・（加点項目）「②ZEB化の導入」 ・（加点項目）「④森林整備・木材利用の促進」 根拠資料を求めている項目についても確認のため問合せさせていただく場合がございますので、ご協力をお願いします。
21	報告書	4.重点対策シート	保管期間について	大阪府気候変動対策の推進に関する条例の重点対策項目について、判断基準を満たしている事を証明する記録表等を保管しておく期間に規定はありますか。	実績報告書の内容確認時などに確認させていただくことがありますので、実績報告書を提出されてから3年間程度保管していただくことが望ましいですが、大阪府気候変動対策の推進に関する条例及び施行規則では、書類の保存期間について定めておりませんので、その他遵守すべき法律や、社内規定等に則り適切に保管してください。
22	報告書	4.重点対策シート	証明書について	「②ZEB化の導入」「④森林整備・木材利用の促進」について、過去に提出した実績報告書で「実施済み」を選択し、根拠資料を提出したことがある場合、翌年度以降も「実施済み」としてよいでしょうか。また、同じ根拠資料を提出し続ける必要はありますか。	翌年度以降の実績報告書においても「実施済み」を選択していただいて問題ございません。また、過去に提出された根拠資料を翌年度以降の審査でも使用しますので、毎年提出いただく必要はありません。

大阪府気候変動対策の推進に関する条例【令和５年４月以降の内容】に基づく届出に関する質疑応答集（エネルギー多量使用事業者（工場・事業所等）向け）

No.	内容			質問	回答
23	共通	5.主なエネ量、6.その他エネ量シート	小売電気事業者以外から電気を購入している場合の記載場所について	当社の事業所が親会社の敷地内にあり、親会社から電気を購入しています。「5.主なエネ量シート」のどこに記載したらよいでしょうか。	当該事業所が主な事業所の場合は、「5.主なエネ量シート」の「その他買電」の欄に記載してください。（ブルダウンの選択は不要です。） 【R6年度より様式を修正しました】 小売電気事業者（又は送配電事業者）から購入している電気が再生可能エネルギーの場合は、「5.主なエネ量シート」の「自己託送（再エネ）」に記載してください。再生可能エネルギー以外の場合、「7.電気使用量」で電気事業者等の欄で「その他」を選択して記載してくださ。 当該事業所がその他事業所の場合は、「6.その他事業所シート」において同様の対応をしてください。
24	共通	5.主なエネ量、6.その他エネ量シート	小売電気事業者に売却した電気の記載について	小売電気事業者に売却した電気は、全て「5.主なエネ量シート（又は6.その他エネ量シート）」のエネルギー販売量の「電気事業者等」の欄に記載したらよいでしょうか。	エネルギー販売量の「電気事業者等」の欄には、再生可能エネルギー除く、電気以外のエネルギーを用いて発電した電気を電気事業者等に売却した量を記載してください。 （太陽光等、再生可能エネルギーから発電した電気を電気事業者に売却している場合は、エネルギー販売量の「電気事業者等」の欄には計上しないでください。）
25	共通	5.主なエネ量、6.その他エネ量シート	再エネ電気の売却について	太陽光パネルで発電した電気を電気事業者に売却しています。「5.主なエネ量シート（又は6.その他エネ量シート）」への記載はしたらよいでしょうか。	太陽光等、再生可能エネルギーで発電した電気を電気事業者等に売却している場合は、エネルギー販売量に記載する必要はありません。（太陽光等、再生可能エネルギーで発電した電気は、温室効果ガス排出量がゼロのため、エネルギー使用量から差引できないため。） ただし、その事業所が所有している再生可能エネルギー発電設備で発電した電気を売却している場合は、エネルギー販売量の「自家消費（再エネ）」に記載いただいても差支えありません。
26	共通	5.主なエネ量、6.その他エネ量シート	非エネルギー起源の温室効果ガスについて	非エネルギー起源の温室効果ガスの報告基準はガス種毎に1 t-CO2以上からで間違いないでしょうか。	非エネルギー起源の温室効果ガスの報告基準はガス種毎に1 t-CO2以上としています。
27	計画書	5.主なエネ量、6.その他エネ量シート	単位発熱量について	対策計画書において、基準年度を仮に2013年度とした場合、エネルギー（燃料）単位発熱量（シートのHI列等）が、当時の値と異なります。そのため、CO ₂ 排出量が当時の数値と若干の違うのですがこのままでよろしいのでしょうか。	エネルギー（燃料）単位発熱量は、令和４年５月の改正省エネ法に基づく数値で算出するようになっているため、過去の数値と違いますが、そのまま算定していただいて構いません。もし、当時の数値に合わせる必要があれば府担当者にご相談ください。
28	共通	5.主なエネ量、6.その他エネ量シート	単位発熱量について	単位発熱量および排出係数について実測等に基づいた値を用いたのですが、保護されているのでそのままでは入力できません。どのように入力すればよいでしょうか。	実測値を用いたい場合は、府担当者にご相談ください。その根拠となる資料の内容を確認したうえで、問題なければ府担当者が係数を修正します。
29	共通	5.主なエネ量、6.その他エネ量シート	都市ガスの単位発熱量について	省エネ法の定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）記入要領では、都市ガス供給事業者（旧一般ガス事業者）の供給熱量一覧が記載されており、例えば大阪ガス株式会社は、「標準熱量（GJ/千Nm ³ ）（換算係数）」が45となっています。府の指針別表第１では都市ガスは「（標準環境状態）40GJ/千m ³ 」となっていますが、40でいいですか？	府の指針では、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」の別表第５に合わせて標準環境状態に換算した値を採用し、40GJ/千m ³ としており、この値を使っていいただければと思います。 ただし、社内の事情等により省エネ法の定期報告書に記載する値に変更することも可能ですので、変更したい場合は府担当者にご相談ください。
30	共通	5.主なエネ量、6.その他エネ量シート	ガソリン等の使用量について	自動車で使用するガソリン等は自動車エネ量シートに記載すると思うのですが、主なエネ量シートにも記載するのでしょうか。	自動車で使用するガソリン等は自動車エネ量シートに記載してください。主なエネ量シートやその他エネ量シートへの記載は不要です。
31	共通	5.主なエネ量、6.その他エネ量シート	ガス量の単位について	LPガスの単位を「m ³ 」から「t」にどのように変更すればよいでしょうか。	LPガスの供給事業者を確認した係数を用いて換算してください。係数の確認が困難な場合は、以下の係数を用いて換算することも可能です。（令和７年度の届出提出用の数値です。） プロパン：1/502[t/m ³] ブタン：1/355[t/m ³] プロパンとブタンの混合：1/458[t/m ³]
32	共通	5.主なエネ量、6.その他エネ量シート	ガスヒートポンプについて	ガスヒートポンプのCH ₄ 排出係数は、環境省の温室効果ガス排出量 算定・報告マニュアルの「第Ⅱ編 温室効果ガス排出量の算定方法」の「業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具」の値としてよいでしょうか。	算定・報告マニュアル第Ⅱ編の「施設等の種類」における「業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具」のCH ₄ 排出係数をご使用ください。
33	計画書	7. 電気使用量シート	排出係数について	2013年度を基準年度とする場合、排出係数は何年度実績のものを記入すればいいのでしょうか。また、CO ₂ 排出係数については、実排出係数と調整後排出係数のいずれで算定すればよいでしょうか。	2013年度を基準年度とする場合は、環境省HP（ https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html ）の平成26年度提出用の表の調整後排出係数を使用してください。

大阪府気候変動対策の推進に関する条例【令和５年４月以降の内容】に基づく届出に関する質疑応答集（エネルギー多量使用事業者（工場・事業所等）向け）

No.	内容			質問	回答
34	共通	7. 電気使用量シート	再エネ契約割合について	省エネ法の定期報告書・中長期計画書（特定事業者等）記入要領では、通常の電力小売り契約（残差メニュー等）の場合、非化石証書の使用状況が記載されています。シート内の「再エネ契約割合（％）再エネ指定証書付きプラン」の欄には、同数値を記載したらいいますか？	「再エネ契約割合（％）再エネ指定証書付きプラン」の欄には、何も記載する必要はありません。
35	計画書	8.自動車エネ量シート	保有台数の内訳について	2013年度（基準年度）の自動車保有台数は把握しているが、普通乗用車や軽乗用車といった内訳を把握していない場合はどのようにしたらよいでしょうか。	内訳欄は記入せず、合計欄に直接入力してください。合計欄を入力するにはシートのロック解除が必要になりますので、府担当者にご連絡ください。
36	計画書	8.自動車エネ量シート	②乗用車の年間導入台数について	対策計画書において、この欄には2030年度までに導入する台数を記載するのでしょうか。	対策計画書において、この欄には目標年度（2030年度）１年間に導入予定の台数を記載してください。
37	共通	8.自動車エネ量シート	リース車について	リースしている自動車は、保有台数に含むのでしょうか。	リース車両も保有台数に含んでください。
38	共通	8.自動車エネ量シート	構内で使用する自動車について	構内（道路以外の場所等）で使用する自動車（いわゆるナンバープレートのないバス、トラック等）は台数としてカウントされるのでしょうか。	構内で使用する自動車は条例の対象台数としてカウントしませんが、エネルギー使用量の把握等は必要となります。 自動車エネ量ではなく、主なエネ量または、その他エネ量のところに記入してください。
39	共通	8.自動車エネ量シート	救急車について	救急車は保有台数およびエネ量に含むのでしょうか。	特種自動車（パトカー、消防車、救急車等）は保有台数、エネ量ともに含みます。 特殊自動車（トラクター、フォークリフト、ショベルカー等）は保有台数には含みませんが、エネ量には含みます。
40	共通	8.自動車エネ量シート	個人所有の自動車について	個人所有の自動車を業務に使用している場合、保有台数およびエネ量に含むのでしょうか。	個人所有の自動車は含みません。
41	共通	8.自動車エネ量シート	LPGの単位換算について	シート8「自動車エネ量」のLPGの（t）への換算はどの表を用いればよいでしょうか。	シート6「その他エネ量」の換算表を用いてください。
42	共通	8.自動車エネ量シート	電気自動車で使用した電力量について	電気自動車で使用した電力量はどのように入力したらよいでしょうか。	自社で充電している場合など、電気自動車の使用電力と他の使用電力の切り分けが困難な場合は、「５ 主なエネ量」「６ その他エネ量」に入力する値に電気自動車で使用した電力も含めて構いません。「８ 自動車エネ量」シートには台数のみ入力して下さい。 外出先で充電した分については把握できないケースが多いため、計上していただく必要はありません。
43	共通	8.自動車エネ量シート	ガソリン使用量の入力方法について	「５ 主なエネ量シート」にも「８ 自動車エネ量シート」にもガソリン使用量を記入する欄がありますが、両方に同じ値を入力すればよいのでしょうか。	「主なエネ量シート」では、ナンバープレートが付いていない機械等（フォークリフトなど）で使用了たガソリンを記入いただきますので、自動車で使用了たガソリンは「自動車エネ量シート」にご記入いただき、「主なエネ量シート」には記入しないでください。
44	共通	8.自動車エネ量シート	顧客が使用したエネルギーについて	自社で所有する車を顧客に代車として貸し出した場合、その分のエネルギー使用量も算入する必要はありますか。	顧客が使用したエネルギーも対象となりますので算入して下さい。
45	共通	9.EV・FCV一覧シート	エネルギー使用量(原油換算値)が合計1,500kL/年以上である事業者等の場合の記入について	「①エネルギー使用量(原油換算値)が合計1,500kL/年以上である事業者」と「②連鎖化事業者のうち、府内に設置している加盟店を含む全ての事業所のエネルギー使用量が合計して1,500kL/年以上である事業者」については、事務所で使用する電気量とダブルカウントされるので、EV(電気自動車)に充電する電気量は計上されないのであれば、「9.EV/FCV一覧」を記入せねばならないのか。 また、届出の記入内容については条例等で規定されているのか。	様式にデータをご記入いただくことにより、①②に該当する事業者についても「自動車が使用する電気使用量等の目安」が表示されます（この数値はエネルギー使用量に計上されません）。事務所の電気使用量に含まれる自動車の電気使用量の内訳が見える化し、事業所全体の省エネを更に進めるための検討データとして、ご記入をお願いいたします。 なお、規定については、改正後条例第９条にて「対策計画書を作成し、知事に届け出なければならない」とされており、その記入内容は「事業活動に係る気候変動の緩和（略）のための対策」としています。また、同条例第11条にて「対策の結果を記載した実績報告書を作成し（略）知事に届け出なければならない」としています。届出の内容については、条例の規定により実施いただく対策の検討のため、記入を求めるものです。
46	共通	9.EV・FCV一覧シート	外出先での充電による電気使用量について	電気自動車（EV）について、外出先で充電した場合の電気使用量は届出に計上なくてよいか。	外出先での電気使用量は把握できないケースが多いため、計上していただく必要はありません。

大阪府気候変動対策の推進に関する条例【令和５年４月以降の内容】に基づく届出に関する質疑応答集（エネルギー多量使用事業者（工場・事業所等）向け）

No.	内容			質問	回答
47	共通	9.EV・FCV一覧シート	行を増やすことについて	「９.EV/FCV一覧」の行を増やすにはどうしたらよいですか。	様式に含まれている計算式を崩さないように行を増やす必要があるため、府において行を増やす作業をします。 お手数おかけしますが、府にご連絡お願いします。
48	共通	9.EV・FCV一覧シート	型式について	H列の「型式」の項目について、手引き75ページでは、「ZAB」、「ZAA」、「ZBA」といった３文字だけが記載されていますが、実際の型式は、ZAA-〇〇等、４文字以上あります。先頭３文字だけではなく、正式な型式を記載したほうがよいのでしょうか。	可能であれば正式な型式でご記入ください。なお、最初の3文字で電気自動車かどうか等の判断ができるため、型式の後半部分が分からない場合などは最初の３文字だけご記載いただければ審査上は差し支えありません。
49	計画書	その他	特定事業者の要件について	特定事業者の要件のひとつとして、「府内の全ての事業所におけるエネルギー使用量が原油換算で合計1,500kL/年以上の事業者」とありますが、「1,500kL/年以上」の算定の期間はいつからいつまででしょうか。	要件の算定範囲は、対策計画書を提出する年度の前年度（４月１日～３月31日）になります。
50	計画書	その他	過去の届出書について	基準年度を2013年度にするにあたって、過去に府に届け出たデータを提供してもらうことは可能でしょうか。	過去の届出データについては提供しておりません。ただし、情報公開制度に基づく情報公開請求を行った場合は、行政文書として開示できる可能性があります。
51	計画書	その他	事業所の統廃合について	2013年度（基準年度）と現在で事業所の構成が異なる（閉鎖された事業所がある）場合、基準年度の総排出量はどのように扱えばよいのでしょうか。	削減率を排出量ベースで評価する場合は、閉鎖された事業所のエネルギー使用量は除いた形で基準年度の排出量を設定してください。 一方で、削減率を原単位ベースで評価する場合は、原単位の考え方に相違がなければ、閉鎖された事業所のエネルギー使用量を含んでも含まなくてもどちらでも構いません。
52	計画書	その他	事業所増加について	基準年度は原則2013年度とのことですが、2013年度から現状までに事業所数が増加しており、2013年度と当該年度との単純な比較が適切ではないため、基準年度を2013年度以外の年度に変更してもよろしいでしょうか。	現在の事業所数となった以降の年度を基準年度とする（変更する）ことができます。また、基準年度は変更せずに、原単位ベースで評価することも可能です。
53	報告書	その他	事業の分社化について	年度途中で一部の部門が分社化し、別会社となっています。分社化した部門については今年度の報告対象外としてもよいでしょうか。	分社化直前までのエネルギー使用量は報告対象となります。 また、分社後に設立された新会社において、エネルギー使用量が原油換算で年間1,500kL以上となった場合には特定事業者に該当しますので、別途大阪府に届出が必要です。
54	計画書	その他	対策計画書の提出について	対策計画書を提出した年度の次年度以降も、対策計画書の提出は必要でしょうか。	対策計画書の内容に変更がない限り、対策計画書のご提出は計画期間の初年度一回のみです。（毎年度の提出は不要） 対策計画書の内容に変更がある場合は、変更届をご提出ください。
55	共通	その他	テナントビルのエネルギー使用量について	テナントビルにおいて、オーナー、テナントはそれぞれどういった範囲のエネルギー使用量を算入することになりますか。	オーナーは、テナントがエネルギー管理権原を有している設備以外のエネルギー使用量について算入する必要があります。一方、テナントは、エネルギー管理権原の有無に関わらず、テナント専用部にかかるエネルギー使用量（テナントがエネルギー管理権原を有する設備、オーナーがエネルギー管理権原を有する空調・照明など）をすべて算入する必要があります。
56	共通	その他	１棟借りのテナントについて	A社が所有する建物全体をB社が単独で賃借（一棟借り）している場合、エネルギー使用量をどのように算入しますか。	一棟借りの場合についても、オーナー・テナントの双方が上記に示した整理に基づいて算入しますが、オーナー（Ａ社）とテナント（Ｂ社）の双方が合意している場合に限り、建物全体のエネルギー使用量をテナント（Ｂ社）のみが算入することもできます。なお、その合意については、テナント（Ｂ社）がエネルギー管理義務を負うことなどの事項につき、覚書等を書面で行き交わすことが望まれます。
57	共通	その他	自動販売機について	事業所に自動販売機のみ設置しているものも含まれるのでしょうか。	事業所は有人の店舗等を対象としており、自動販売機のみ設置しているものは事業所に含まれません。
58	共通	その他	エネルギー使用量の把握（自動販売機）について	自動販売機の電力使用量は、管理会社と設置先の事業所のどちらに含めればよいのでしょうか。	自販機の電気使用量が事業所の使用量に含まれている場合は、事業所分になりますが、管理会社が電気の契約をしている場合は、管理会社の使用量となります。
59	共通	その他	計画期間中に対象規模未満となったとき	対策計画書を届出した後に、対象規模（エネルギー使用量が原油換算で合計1,500kL/年）未満になった場合、何か届出が必要ですか。	特定事業者の要件を下回った場合は、休止届を提出いただき、また上回った場合は、再開届を提出いただく必要があります。 また、府内に事業所がすべてなくなったことにより、特定事業者の要件から外れた場合は、廃止届を提出いただく必要があります。

大阪府気候変動対策の推進に関する条例【令和５年４月以降の内容】に基づく届出に関する質疑応答集（エネルギー多量使用事業者（工場・事業所等）向け）

No.	内容			質問	回答
60	共通	その他	連鎖化事業者について	連鎖化事業者の意味がよくわかりません。	フランチャイズチェーン事業等の本部とその加盟店との間の約款等の内容が、経済産業省令で定める条件に該当する場合、その本部が「連鎖化事業者」となります。 なお、加盟店のうち、約款等においてエネルギー使用の条件に関する事項として省令で定める内容が記載されていない加盟店については、連鎖化事業としてのエネルギー使用量の算入の対象外となります。 ※ 経済産業省令 （特定連鎖化事業者の指定に係るエネルギーの使用の条件に関する事項） 第二十二條の二 法第十九條第一項 に規定する経済産業省令で定めるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者（以下この条において「事業者」という。）が、加盟者の設置している工場等のエネルギーの使用の状況を報告させることができる定め 二 事業者が、加盟者の設置している工場等に関し次の（１）から（４）のいずれかを指定している定め （１） 空気調和設備の機種、性能又は使用方法 （２） 冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法 （３） 照明器具の機種、性能又は使用方法 （４） 調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法 ２ 事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は事業者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前二号の定めが記載され、当該契約書又は方針、行動規範若しくはマニュアルを遵守するものとする定めが約款にある場合には、約款に前二号の定めがあるものとみなす。
61	共通	その他	事業所の閉鎖について	事業所の閉鎖により特定事業者の要件から外れる見込みですが、実績報告書の提出が不要となるのでしょうか。	事業所の閉鎖により、エネルギー使用量が原油換算で合計1500kL/年以下となった場合は、閉鎖された年度分の実績報告書と休止届を提出してください。なお、府内の事業所がすべて閉鎖された場合は、実績報告書と廃止届を提出してください。
62	共通	その他	集合住宅について	集合住宅の管理事業を行っていますが、集合住宅で使用したエネルギーは住居部分も含めて算入の対象になるのでしょうか。	共用部分は算入対象ですが、住居部分は算入対象外です。
63	共通	その他	船の燃料について	船によるエネルギー使用量は算入対象でしょうか。	船によるエネルギー使用量は算入対象外です。